

シンボリキミエ基金（第1回）募集要項

2025 年 8 月吉日
公益財団法人公益推進協会

目的

当基金は、動物と人間がともに尊重し合いながら共生できる社会の実現を目指して設立されました。特に動物の殺処分は、世界各国で深刻な課題として認識されていますが、日本では今もなお年間約一万匹の犬や猫の命が失われています。近年その数は減少してきてはいますが、「殺処分ゼロ」の実現には多くの課題と継続的な取り組みが必要とされています。動物愛護の理念に基づき、無責任な飼育放棄や過剰繁殖を防ぎ、殺処分を減らすための取り組みを行い、動物と人間が幸せに暮らすことができる仕組みをつくることを目的としている活動に助成を行います。

助成額

※補助率等の制限はありません。1団体の応募は1件までです。

1件あたり20万円以内

助成件数

10件程度

募集期間

2025年8月18日（月）～2025年10月31日（金）（WEB申請 17：00締切）

助成対象

（1）助成対象団体 以下の要件を全て満たしている団体

- ① 動物保護・福祉活動について過去1年以上の実績がある団体
- ② 営利を目的としない事業を行う団体（法人格は不問）※助成金の受給には団体名義の口座が必要
※株式会社・有限会社、趣旨や活動が政治・宗教・思想・営利などの目的に偏る団体は該当しません。
- ③ 団体の活動をホームページやSNSで公表していること

（2）助成対象事業 日本国内において実施される活動で、以下の要件のいずれかを満たすもの

- ① 多頭飼育崩壊現場や飼い主のいない犬猫の救済・保護
- ② 保護犬猫の飼育、動物保護施設の整備・環境改善（老朽化したシェルターや保護施設の修繕・新設、衛生・防音対策など）
- ③ 飼い主のいない犬猫や保護犬猫の医療支援（検査、避妊・去勢手術、病気・けが等の治療、ワクチン接種など）
- ④ 保護犬猫の里親探しや譲渡活動の強化
- ⑤ 被災動物支援（災害備蓄物資の整備や災害対応訓練、避難場所設置、被災動物の保護など）
- ⑥ その他上記目的を達成しようとする活動（啓発イベント・教育活動など）

（3）助成対象期間 2026年1月1日から2026年12月31日まで

- (4) 助成対象経費 助成金の使途は、申請する事業活動に伴う経費です。※人件費は対象外です。
単価が5万円を超える経費には見積書の写しが必要です。

応募方法

応募フォーム（ <https://form.run/@shinborikimie> ）に下記書類を添付し、ご応募ください。

- ① 申請補助資料（助成実績・収支概要）
※当財団ホームページ（ <https://kosuikyo.com/> ）よりダウンロードしてください。
- ② 定款または団体・グループの規約や会則の写し
- ③ 前年度（2024年）の決算書（貸借対照表と収支計算書等）と事業報告書
- ④ 【法人のみ】履歴事項全部証明書（発行6ヶ月以内・コピー可）
- ⑤ 申請金額の根拠となる見積書の写し ※単価が5万円を超える経費は必須
- ⑥ 【任意提出】企画書、活動状況のわかる資料（チラシ、画像資料など）

※申請後の修正等には原則応じられませんので必ず事前のご確認をお願いします。

ネット環境の不具合等により受付時間内に応募ができない場合でも締切後は受付不可となります。あらかじめ余裕をもって手続きをお願いします。

□選考及び結果通知

(1) 選考

当財団の選考委員会において厳正に書類選考し、常任理事会で決定します。なお、応募書類に不備不足がある場合、選考の対象とならない場合がありますのでご注意ください。また、選考の過程で、必要に応じて追加資料の提出を依頼する場合や、現地調査もしくはヒアリングを行うことがあります。

(2) 結果通知

2025年12月下旬を目途に申請者に対し、採否を文書又はメールで通知します。

※申請の不採択理由は開示いたしません。予めご了承ください。

□助成金の交付

助成決定者には、採否の通知時に振込先を記入する用紙をお送りします。

その用紙が当財団に返送され到着後1ヶ月以内に、指定先口座に振り込みます。

□助成決定者の義務

- ・当助成金で実施する事業に関する広報物（チラシ・パンフレット・SNS・ホームページ等）に、「**公益財団法人公益推進協会 シンボリキミエ基金による助成事業**」であることを明記してください。
- ・助成金を受給した場合は、申請の予定通り事業を遂行してください。
- ・受給した助成金は、善良なる管理者の注意をもって管理し、申請した助成対象事業以外への利用はしないでください。
- ・助成対象事業の完了後、1ヶ月以内に下記書類を指定する提出フォームにて提出してください。
 - ① 助成事業報告書（指定書式）
 - ② 助成事業収支報告書（指定書式）※支払先や支払金額が明記された領収証やレシートの写しを必ず添付
- ・適正な助成金交付事業執行のため、当財団から状況報告を求め、帳簿書類等の調査を行う場合があります。

■やむを得ず以下の事情が生じた場合は、必ず当財団の事前承認を得てください。

・助成対象事業の内容を変更するとき

- ・助成対象事業を中止する場合や重複しての受給となることが判明したとき
- ・助成実施期間の延長を希望する場合

□助成金の交付決定の取り消し及び返還

助成事業の中止の申請があった場合、次の各号に掲げる場合又は上記義務に違反した場合は、助成金の交付の決定を取り消し、交付した助成金があるときはその一部もしくは全部の返還をしていただきます。

- (1) 助成対象事業が完了しなかったとき
- (2) 助成金を他の用途に利用したとき
- (3) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき
- (4) 公序良俗に反する行為や善良なる管理者の注意義務を怠った事実が判明したとき
- (5) 決定後に生じた事情により助成対象事業を継続する必要がなくなったとき
- (6) 応募要項及び当財団が依頼した内容や条件に違反もしくは従わなかったとき

助成に対する問い合わせ先

〒105-0004 東京都港区新橋 6-7-9 新橋アイランドビル 2 階

公益財団法人公益推進協会 シンボリキミエ基金 担当

E-mail : info@kosuikyo.com (件名は「【問合せ】シンボリキミエ基金_団体名」としてください)

